

草津市告示第 3 0 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 1 月 1 4 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
社会医療法人誠光会 淡海ふれあい病院（歯科）	滋賀県草津市矢橋町 1 6 2 9 番 5	令和 6 年 4 月 1 日

（令和 6 年 1 1 月 1 4 日掲示済み）

草津市告示第 3 0 8 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 1 月 1 4 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
社会医療法人誠光会 淡海ふれあい病院（歯科）	滋賀県草津市矢橋町 1 6 2 9 番 5	令和 6 年 4 月 1 日

（令和 6 年 1 1 月 1 4 日掲示済み）

草津市告示第 3 0 9 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

草津市長 橋 川 涉

- 1 送達すべき書類
国民健康保険税賦課更正（決定）通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和 6 年 1 1 月 2 2 日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	賦課年度
1	CHENG E R X I	滋賀県草津市笠山二丁目 4 番 5 0 - 4 0 3 号 P a r k レジデンス笠山	令和 6 年度	令和 6 年度
2	P I A O Y U C H E N G	滋賀県草津市南草津三丁目 7 番地 9 - 2 0 8 ヴェル ジュ南草津Ⅱ	令和 6 年度	令和 6 年度
3	Z H U L O N G F E I	滋賀県草津市追分南二丁目 3 番 4 - 2 0 3 号 ライ ラックⅡ	令和 6 年度	令和 6 年度
4	W A N G Y I N G M I N G	滋賀県草津市笠山三丁目 1 番 2 - 4 1 0 号 N a s i c M a t e 梨園	令和 6 年度	令和 6 年度

(令和 6 年 1 1 月 1 5 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 3 1 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

この関係図面は、令和 6 年 1 1 月 1 5 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

整理 番号	路線名	起 点	重要 な経 過地
		終 点	
5 3	川原西 1	草津市川原二丁目字川久保	
9 5	5 号線	草津市川原二丁目字川久保	
5 3	川原西 1	草津市川原二丁目字小久保	
9 6	6 号線	草津市川原二丁目字小久保	
5 3	上笠北 3	草津市上笠一丁目字墓無	
9 7	2 号線	草津市上笠一丁目字墓無	
5 3	川原西 1	草津市川原町字溝原	
9 8	7 号線	草津市上笠町字伏拝	
5 5	下笠南 3	草津市下笠町字水掛	
9 7	8 号線	草津市下笠町字水掛	
7 3	橋岡西 3	草津市橋岡町字庄司田	
9 9	0 号線	草津市橋岡町字庄司田	
8 2	西草津 5	草津市西草津一丁目字上中ノ	
5 4	1 号線	町	

		草津市西草津一丁目字上中ノ 町	
8 7	野路南 1	草津市矢橋町字菊間野	
7 1	2 2 号線	草津市矢橋町字菊間野	
8 7	野路南 1	草津市矢橋町字古池下	
7 2	2 3 号線	草津市矢橋町字古池下	
9 7	追分南 7	草津市追分南四丁目字早折	
4 5	5 号線	草津市追分南四丁目字荒堀	
9 7	追分南 7	草津市追分南四丁目字早折	
4 6	6 号線	草津市追分南四丁目字比葉田	
9 7	追分南 7	草津市追分南四丁目字比葉田	
4 7	7 号線	草津市追分南四丁目字比葉田	
9 7	追分南 7	草津市追分南四丁目字比葉田	
4 8	8 号線	草津市追分南四丁目字比葉田	
9 7	追分南 7	草津市追分南四丁目字九日田	
4 9	9 号線	草津市追分南四丁目字九日田	

(令和 6 年 1 1 月 1 5 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 3 1 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和 6 年 1 1 月 1 5 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名	区 間	敷地の 幅員 最小～ 最大 (m)	延長 (m)	備 考
53 95 川原西 1 5 号 線	草津市川原二丁目字川 久保 3 1 7 番 8 草津市川原二丁目字川 久保 3 1 7 番 6	6.0 ～ 18.7	31.2	
53 96 川原西 1 6 号 線	草津市川原二丁目字小 久保 3 5 9 番 4 草津市川原二丁目字小 久保 3 7 4 番	6.0 ～ 13.8	41.9	
53 97 上笠北 3 2 号 線	草津市上笠一丁目字墓 無 6 4 3 番 5 草津市上笠一丁目字墓 無 6 4 3 番 5	6.0 ～ 14.2	30.7	
53 98 川原西 1 7 号 線	草津市川原町字溝原 3 4 0 番 1 草津市上笠町字伏拝 4 6 3 番 1	4.5 ～ 8.0	113.0	
55 97 下笠南 3 8 号 線	草津市下笠町字水掛 5 5 3 番 1 草津市下笠町字水掛 5 5 3 番 1	6.0 ～ 14.0	34.7	
73 99 橋岡西 3 0 号 線	草津市橋岡町字庄司田 1 0 9 番 草津市橋岡町字庄司田 1 1 7 番	4.0 ～ 5.0	85.5	
82 54 西草津 5 1 号 線	草津市西草津一丁目字 上中ノ町 1 4 2 3 番 1 草津市西草津一丁目字 上中ノ町 1 4 2 3 番 7	6.0 ～ 14.0	87.0	
87 71 野路南 1 2 2	草津市矢橋町字菊間野 2 8 5 番 7	6.0 ～	26.0	

	号線	草津市矢橋町字菊間野 2 8 5 番 8	14.0		
87 72	野路南 1 2 3 号線	草津市矢橋町字古池下 5 9 番 1 7 草津市矢橋町字古池下 5 9 番 2 0	6.0 ～ 15.5	67.5	
97 45	追分南 7 5 号 線	草津市追分南四丁目字 早折 8 1 5 番 8 草津市追分南四丁目字 荒堀 6 8 3 番 8	6.0 ～ 16.5	314.1	
97 46	追分南 7 6 号 線	草津市追分南四丁目字 早折 8 1 5 番 2 7 草津市追分南四丁目字 比葉田 8 0 2 番 1 0	6.0 ～ 14.0	199.5	
97 47	追分南 7 7 号 線	草津市追分南四丁目字 比葉田 8 0 8 番 2 6 草津市追分南四丁目字 比葉田 8 0 8 番 2 7	6.0 ～ 14.0	33.2	
97 48	追分南 7 8 号 線	草津市追分南四丁目字 比葉田 8 1 3 番 1 草津市追分南四丁目字 比葉田 8 1 2 番 2	6.0 ～ 14.0	29.5	

(令和 6 年 1 1 月 1 5 日揭示済み)

草津市告示第 3 1 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和 6 年 1 1 月 1 5 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名 2 3 4 1 追分矢倉南山田線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市追分南四丁目字 早折 8 1 5 番 4	変更前	5.9 ～ 6.4	117.4	
草津市追分南四丁目字 荒堀 6 7 7 番 5	変更後	5.9 ～ 8.1	117.4	

路線名 5 5 2 1 下笠南 1 号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市下笠町字水掛 5 5 4 番 1	変更前	2.0 ～ 6.0	44.5	
草津市下笠町字水掛 5 5 6 番 1	変更後	6.0 ～ 6.0	44.5	

路線名 9 3 8 6 追分南 4 号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市追分南四丁目字 荒堀 6 7 7 番 1 6	変更前	2.2 ～ 6.0	165.0	
草津市追分南四丁目字 荒堀 6 8 3 番 8	変更後	6.0 ～ 14.0	190.5	

(令和 6 年 1 1 月 1 5 日揭示済み)

草津市告示第 3 1 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和 6 年 1 1 月 1 5 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備 考
23 追分矢 41 倉南山 田線	草津市追分南四丁目字 早折 8 1 5 番 4 草津市追分南四丁目字 荒堀 6 7 7 番 5	令和 6 年 1 1 月 1 5 日	
53 川原西 95 1 5 号 線	草津市川原二丁目字川 久保 3 1 7 番 8 草津市川原二丁目字川 久保 3 1 7 番 6	令和 6 年 1 1 月 1 5 日	
53 川原西 96 1 6 号 線	草津市川原二丁目字小 久保 3 5 9 番 4 草津市川原二丁目字小 久保 3 7 4 番	令和 6 年 1 1 月 1 5 日	
53 上笠北 97 3 2 号 線	草津市上笠一丁目字墓 無 6 4 3 番 5 草津市上笠一丁目字墓 無 6 4 3 番 5	令和 6 年 1 1 月 1 5 日	
53 川原西 98 1 7 号 線	草津市川原町字溝原 3 4 0 番 1 草津市上笠町字伏拝 4 6 3 番 1	令和 6 年 1 1 月 1 5 日	
55 下笠南 21 1 号線	草津市下笠町字水掛 5 5 4 番 1 草津市下笠町字水掛 5 5 6 番 1	令和 6 年 1 1 月 1 5 日	
55 下笠南 97 3 8 号 線	草津市下笠町字水掛 5 5 3 番 1 草津市下笠町字水掛 5 5 3 番 1	令和 6 年 1 1 月 1 5 日	
73 橋岡西 99 3 0 号 線	草津市橋岡町字庄司田 1 0 9 番 草津市橋岡町字庄司田 1 1 7 番	令和 6 年 1 1 月 1 5 日	
82 西草津 54 5 1 号 線	草津市西草津一丁目字 上中ノ町 1 4 2 3 番 1 草津市西草津一丁目字	令和 6 年 1 1 月 1 5 日	

草津市長 橋 川 渉

		上中ノ町 1 4 2 3 番 7		
87	野路南	草津市矢橋町字菊間野	令和 6 年	
71	1 2 2	2 8 5 番 7	1 1 月	
	号線	草津市矢橋町字菊間野	1 5 日	
		2 8 5 番 8		
87	野路南	草津市矢橋町字古池下	令和 6 年	
72	1 2 3	5 9 番 1 7	1 1 月	
	号線	草津市矢橋町字古池下	1 5 日	
		5 9 番 2 0		
93	追分南	草津市追分南四丁目字	令和 6 年	
86	4 号線	荒堀 6 7 7 番 1 6	1 1 月	
		草津市追分南四丁目字	1 5 日	
		荒堀 6 8 3 番 8		
97	追分南	草津市追分南四丁目字	令和 6 年	
45	7 5 号	早折 8 1 5 番 8	1 1 月	
	線	草津市追分南四丁目字	1 5 日	
		荒堀 6 8 3 番 8		
97	追分南	草津市追分南四丁目字	令和 6 年	
46	7 6 号	早折 8 1 5 番 2 7	1 1 月	
	線	草津市追分南四丁目字	1 5 日	
		比葉田 8 0 2 番 1 0		
97	追分南	草津市追分南四丁目字	令和 6 年	
47	7 7 号	比葉田 8 0 8 番 2 6	1 1 月	
	線	草津市追分南四丁目字	1 5 日	
		比葉田 8 0 8 番 2 7		
97	追分南	草津市追分南四丁目字	令和 6 年	
48	7 8 号	比葉田 8 1 3 番 1	1 1 月	
	線	草津市追分南四丁目字	1 5 日	
		比葉田 8 1 2 番 2		

(令和 6 年 1 1 月 1 5 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 3 1 4 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

1 送達すべき書類

令和 6 年度市県民税税額変更（決定）通知書

1 0 件

令和 5 年度市県民税税額変更（決定）通知書

2 件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 6 年 1 1 月 2 2 日に送達があったものとみなす。

令和 6 年度市県民税税額変更（決定）通知書		
連番	氏名	住所
1	藤井 聖哉	滋賀県草津市南笠東二丁目 9 番 3 号
2	近藤 発	滋賀県大津市大萱三丁目 6 番 3 0 号 レイグランド 8 8 1 0 1 号室
3	TRAN MAI TRUC	ベトナム
4	PHAM XUAN LINH	ベトナム
5	山口 健	滋賀県草津市東草津一丁目 2 番 2 - 3 0 3 号 サテンドール草津
6	TRAN HUU PHUONG	ベトナム
7	久保 道高	滋賀県草津市木川町 8 3 6 番地 1 0 3 アルポーレ・ヴィラ
8	VI VAN DAT	ベトナム
9	高好 宏美	滋賀県草津市東矢倉一丁目 3 番 1 - 3 0 3 号 セイバリー東矢倉
1 0	小野江 真未	イタリア

令和 5 年度市県民税税額変更（決定）通知書		
連番	氏名	住所
1	藤井 聖哉	滋賀県草津市南笠東二丁目 9 番 3 号
2	LI MINGYUAN	中国

（令和 6 年 1 1 月 1 5 日揭示済み）

公 告

公 告

草津市立なごみの郷指定管理者の募集について
草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續きに関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 3 条に基づき、草津市立なごみの郷指定管理者を募集する。

令和 6 年 1 1 月 6 日
草津市長 橋 川 渉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地
草津市立なごみの郷 草津市志那町 2 5 5 2 番地
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲
別紙「草津市立なごみの郷指定管理者募集要項」のとお
- 3 指定管理者の資格等
別紙「草津市立なごみの郷指定管理者募集要項」のとお

- 4 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
- 5 申請の方法
別紙「草津市立なごみの郷指定管理者募集要項」のとお
- 6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
別紙「草津市立なごみの郷指定管理者募集要項」のとお
- 7 その他市長が必要と認める事項
別紙「草津市立なごみの郷指定管理者募集要項」のとお
- (別紙 略)

（令和 6 年 1 1 月 6 日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年11月8日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市追分二丁目17番18-C101号 グランメール 上山 飛鳥、上山 靖恵	草津市片岡町字上ツブ田163番3 外1筆	166.00㎡	R6.11.8	1794

(令和6年11月8日揭示済み)

公 告

草津市児童遊園条例（昭和63年草津市条例第11号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年11月15日

草津市長 橋 川 渉

名称	位置	利用開始の期日
追分丸尾第五児童遊園	草津市追分南 八丁目字丸尾 1006番69	令和6年11月 15日

(令和6年11月15日揭示済み)